

# 観光圏における旅行業法の特例

## 特例の内容

- ① 国土交通大臣の認定を受けた滞在促進地区内の宿泊業者(ホテル・旅館等)が、観光圏内における宿泊者の旅行について、旅行業者代理業を営むことができることとする(観光圏内限定旅行業者代理業)。
- ② 上記①の場合には、旅行業法上の必置資格である旅行業務取扱管理者に代えて、一定の研修を修了した者等を選任できることとする。

## 新制度創設によるメリット

### <旅行者>

○ホテル・旅館のフロントで着地型旅行を申し込むことが可能

このツアーに参加してみたい!

手続きも便利!

⇒旅行満足度の向上

### <宿泊業者>

○幅広いサービスの提供が可能

宿泊サービス



体験型ツアー



⇒集客力の向上、リピーターの確保

### <旅行業者>

○宿泊業者への委託販売が可能

商品提供



⇒着地型旅行商品の販路拡大

地域の魅力を生かした着地型旅行商品による旅行者の滞在促進